

2. 8. 1
1393

七月三十一日付

工代室水事之令之件。

評議會が出版労働組合に於て本月二十二日工代室代表が評議會に於て
水事之令をとりこぼし林所出の指示忠告に於て不従せり
出務者野下務之助外八名に於て左に記す協定あり

記

一 各一か所決之

工場代表者會場にて一か所の場を一段方針中死に多の採用し
而して賃金低下反対一段を加ふべし

二 宣傳方法

他人一般方針を採用し高未定に工場と對して地域別と直接
有る處へ訪問勸誘あり

廿一日地域委員あり

財團

法人